

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会部会規程（以下「部会規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会部会（以下「部会」という。）の部会長の指示を受け、部会規程第2条の事務に関する調査研究及び資料の作成等を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、分科会は、部会における協議又は調整に係る補助を行うものとする。

(組織)

第3条 別表の左欄に掲げる部会ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる分科会を置く。

2 分科会は、別表の右欄に掲げる分科会ごとに、小田原市及び南足柄市の課長相当以上の職にある者をもって組織する。ただし、病院分科会及び公営事業分科会については、小田原市の課長相当の職にある者をもって組織する。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 分科会にリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、分科会員の互選により定める。

3 リーダーは、分科会を代表し、会務を総理する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、リーダーが招集する。

2 会議の議長は、リーダーがこれに当たる。

3 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会のリーダーが当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 リーダーは、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 リーダーは、分科会の調査研究又は資料作成の経過及び結果について、部会の部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の事務は、リーダーの属する市の担当課等において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会幹事会の幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

別表 (第3条関係)

部会名	分科会名
企画部会	企画分科会
	秘書分科会
	広報分科会
	人事分科会
	情報分科会
総務・財務部会	総務分科会
	管財分科会
	契約・検査分科会
	選挙管理分科会
	財政分科会
	出納分科会
	監査分科会
	賦課分科会
	収納分科会
市民部会	戸籍分科会
	地域安全分科会
	市民協働・人権分科会
防災・消防部会	防災分科会
	消防分科会
文化部会	文化政策分科会
	文化財分科会

	図書館分科会
	スポーツ分科会
	生涯学習分科会
環境部会	環境政策分科会
	廃棄物分科会
	衛生分科会
福祉・医療部会	福祉政策分科会
	高齢介護分科会
	障がい福祉分科会
	健康づくり分科会
	保険年金分科会
	病院分科会
子ども・青少年部会	子ども政策分科会
	青少年政策分科会
経済部会	産業政策分科会
	観光分科会
	農林水産分科会
	農業委員会分科会
	公営事業分科会
都市部会	都市政策・計画分科会
	建築・開発分科会
建設部会	建設政策分科会
	道水路分科会
	公園分科会
	建築・市営住宅分科会
下水道部会	下水道総務分科会
	下水道施設分科会
水道部会	水道分科会
教育部会	学校教育分科会
	保健・給食分科会
議会部会	議会分科会